

第 1 期研究活動基本計画

日本体育大学 日本体育大学女子短期大学部

研究活動推進委員会〔日体大庶第 008-290 号〕

はじめに

これまでの本学の研究活動の現状をみると、個々の研究活動を保守的に推進してきたために、研究基盤が分散し過ぎ、組織的な柔軟性や対外的な競争性が低く、機関の壁を超えた組織的な連携や交流等が十分に行えない上に、大学として学生や社会のニーズに適切に応え得る統一的な研究活動が実施されていなかった。さらに、学納金を原資とした学内研究予算に依存し続けたため、外部資金の導入に消極的な姿勢が見られた。

社会では、高齢化・少子化など社会構造が大きく変化する中、豊かで活力に満ちた人生を送るため、人々の体育・スポーツに対するニーズは多様化し、健康志向、レジャー志向など様々な領域へと広がりを見せ、競技志向も年々高まる中、体育・スポーツ及び健康に関するあらゆる情報の発信が期待されている。

よって、本学は体育・スポーツやそれらを通じた健康の分野などで、他の体育系大学のみならず、スポーツ医科学系の研究機関をも凌駕する成果の発信が期待できるように、本基本計画に基づく具体的実施計画により、本学が果たすべき役割やその現状を踏まえ、本学の研究活動を巡る環境を抜本的に改革する必要がある。これについては研究の水準及び成果等に関すること、研究支援体制（予算・人材・物的環境等）の整備、共同利用施設及び設備等に関することについて、その具体的にすることにより、組織的取組みの中で個々の研究者の能力を引き上げるとともに、それを最大限発揮し、研究成果等が広く社会や本学の教育へ円滑に還元されるような施策を講じることが本学の研究活動の更なる発展を促進する上で最も肝要であると考えます。

さらに、「スポーツの日体大」を支え、名実ともに「スポーツ研究の最高峰」として国内の科学的研究をリードする研究活動の推進方策を展開することにより、スポーツ振興法（昭和 36 年 6 月 16 日法律第 141 号）に基づき、政府が策定するスポーツ振興基本計画の中の一つとして展開される「我が国の国際競技力の総合的な向上方策」の目標達成に資する研究に積極的に取り組むとともに、研究成果を還元し、本学の競技力向上に対するスポーツ科学的サポートを合理的に展開する。

また、その継続性を確保するために必要となる膨大な資金は学内予算に限らず、

国の補助及び支援制度又は民間の外部資金を積極的に導入することにより賄うことが肝要であり、その管理や運用の体系化を図ることも重要な施策である。

この研究活動基本計画は、建学の精神（理念・ミッション・ビジョン）及び本学の設置目的に基づき、本学で実施する研究活動の振興に係る施策の基本となる事項を定め、研究活動を総合的かつ計画的に推進し、必要な研究予算や人材を継続的かつ安定的に確保するとともに、研究に係る施設、装置及び設備を戦略的に整備するために、全学的な理念を示すものとして定めた日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部における研究活動の基本方針に基づき、研究活動に係ることについて、全学的に目指す具体的な方向性を示すことを目的として策定したものである。

1. 基本計画の性格

この基本計画は、研究活動における基本方針に基づいて、中期的及び総合的な視点から本学が目指す研究活動の具体的な方向を示すものであると同時に、本学の研究機能を有する各研究室及び大学院並びに体育研究所及びスポーツトレーニングセンターや図書館における施策を具体的に進める上での指針となる。

また、各附置機関においては、本計画で示す基本的な研究活動の方向を踏まえて、各附置機関の役割に応じ、その事業展開の強化を積極的に図ることが期待される。

なお、本学は現在、東京世田谷キャンパスの再開発が進む中、大学改革（大学改革マニフェスト 11、いわゆる 11 の大学構想案）に取り組んでいるが、その構想案における「総合スポーツ科学研究センター構想～スポーツ科学の総合的發展を促す、開かれた研究拠点～」の構想イメージ【設置目的・研究目標・設置効果】の具現化に資するとともに、その稼働において、本基本計画の主体を当該センターに移管することによって、センターが即時機能するような、合理的な内容をもって構成する。

2. 基本計画の実施

この基本計画は、平成 21 年度から平成 25 年度の 5 年間で実現すべき研究政策目標を達成するために必要な施策を示したものであり、本計画に基づく施策の実施に際しては、適宜その進捗状況の把握に努めるものとする。

3. 基本計画の財源

基本方針の目的の達成及び基本計画の施策の推進にあたって必要な財源については、当面の間、従来どおり学内の研究に係る予算に依存せざるを得ない状況下にあるが、平成 20 年度時点の予算措置については、東京世田谷キャンパスの再開発の費用面や少子化による資金減などから、前年度の 50%近くが削減されている現状である。

今後の予算要求（当該年度の前年度 10 月頃）については、この基本計画に基づいた年度の事業計画を具体的に示すことによって、可及的に措置されるよう努めるものとする。また、財政事情を考慮しつつ、中期的に安定した予算確保のため、その根拠をこの基本計画により戦略的に主張し、施策の推進に必要な予算措置に理解を求めその充実を図る。

さらに、外部資金の積極的導入や公的研究費による競争的資金の獲得に伴う間接経費措置をより有効に活用するなど、多様な財源確保の手段を研究し、その配分にあたっては、各種財源の役割を明確にしつつ学内予算に合わせて効率的に活用する。

目 次

1	研究水準及び研究の成果等に関する活動方針	4
(1)	目指すべき研究の方向と水準に関すること	4
(2)	成果の還元等に関すること	4
(3)	研究の水準・成果の検証に関すること	5
2	研究支援体制等の整備に関する活動方針	6
(1)	基本計画に基づいた研究環境の整備に関すること	6
(2)	知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること	7
(3)	研究の質の向上システム等に関すること	7
3	学内共同利用研究施設及び設備等に関する活動方針	8
4	公的研究費の適正な運用・管理体制の構築に資する活動方針	8
5	その他	9
(1)	生命倫理及び安全管理	9
(2)	研究者の行動倫理	9

付録

1	日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部における研究活動の基本方針	10
---	-----------------------------------	----

1 研究水準及び研究の成果等に関する活動方針

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関すること

ア 体育・スポーツの科学的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。

「スポーツの日体大」を支える競技力向上及びスポーツ指導者の指導力向上に直接的に貢献する研究活動（スポーツ科学的サポート）を組織的・体系的に展開・推進し、その成果を結集・実践・蓄積・継承することをもって本学の競技力のみならず我が国の国際競技力の向上及び国際的指導者の養成に寄与する。さらに、体育・スポーツ系大学や研究組織・施設を通じた共同利用・共同研究を推進し、世界的な卓越した教育・研究拠点の形成を目指す。

イ 体育・スポーツ又は健康・福祉に関する新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。

1(1)アの目標達成に資する基礎的研究を促進するとともに、こどもの体力向上並びに勤労者及び福祉的支援を要する人の体力向上や健康の増進と「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）」を効果的に推進するための国民の健康づくりに関する意識の向上及び取組みを促す研究を促進する。

ウ 教員等養成大学の責務として、教養教育科目、外国語科目及び教職に関する専門科目に係る分野の研究を奨励する。

1(1)ア及びイに掲げる目標に関連する内容の研究を推奨するほか、教養と専門性を備えた知性豊かな人間の養成を図るとともに、多様で質の高い教員養成に資する研究を奨励する。

(2) 成果の還元等に関すること

ア 本学の競技力向上に資するため、研究の成果を本学の教育及び日本体育大学学友会へ積極的に還元する。

研究の成果を教育の現場に積極的に還元し、トップアスリート及びスポーツ指

導者を目指す学生に対し、本学特有の特徴ある授業を展開することに資するとともに教員の教育力向上の取組みを支援する。

また、学友会及びスポーツ局へ研究の成果を還元することにより競技成績の向上をもたらし、「強い日体大」の構築に直接的に貢献する。

イ 人類の健康の増進及び福祉の充実とスポーツ文化の向上及び体育の発展に貢献するため、研究の成果を社会に向けて常に発信する。

研究成果に係る情報発信については、競技力の向上による優れた競技成績の獲得がその最たるものである。また、社会に対する説明責任を果たす観点からも大学ホームページはもとより本学、同窓会、保護者会の広報誌、紀要をはじめとする学内研究雑誌等の出版物による積極的な取組みを推進する。さらに、地域社会貢献事業、フェスティバル、体育研究発表実演会等の事業の場においても情報提供を充実させるとともにその成果を発表する。

ウ 社会の要請に対応して産学連携研究を推進し、体育・スポーツを通じた産業の振興、地域・社会の発展に貢献する

2 ア及びイに掲げる目標の延長上に、産業界又は教育行政と連携した取組みを検討し実践する。

(3) 研究の水準・成果の検証に関すること

ア 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価・検証する体制を構築し、機能させる

1(1)及び(2)で掲げた目標に基づく単年度設定の事業計画（具体的活動）を、計画立案・実行・評価・処置改善の段階的過程を経る、いわゆる PDCA サイクルによって継続・定期的実施し、総合スポーツ科学センター（仮称）による具体的評価基準及び検証基準を設定する。

2 研究支援体制等の整備に関する活動方針

(1) 基本計画に基づいた研究環境の整備に関すること

ア 重点的及び戦略的な予算確保に努める。

目指すべき研究活動を組織的・体系的に展開・推進するために必要な予算を重点的かつ戦略的に配分する。個人の研究者が個人または共同で特定の研究課題に取り組む個別の研究プロジェクトは、国の補助及び支援制度又は民間の外部資金を研究者自らが積極的に導入することにより賄うことを原則とする。

※実施上の留意事項

- 1) 既存の学内助成制度である日本体育大学学術研究補助費のほか、学内教員の共同によるプロジェクト研究の制度を検討し、実行できるよう具体的研究計画を立案し予算要求を行う。
- 2) プロジェクト研究の実施計画に応じた必要な予算の確保に努める。最終年度においては、プロジェクト研究による研究成果を検証するとともに、次段階のプロジェクト研究の展開に必要な予算を確保し、また、新たなプロジェクト研究を計画し予算要求を実施する。

イ 研究目標の達成に有為な人材の確保に努める。

目指すべき研究活動を組織的・体系的に展開・推進するために助教Bの人材配置を見直す。総合スポーツ科学センター（仮称）にチーフディレクター（専任教員）を配置し、その下に1ないし2名のディレクター（専任教員：新規採用）を置くとともに、国際的対応が可能な専任事務職員及び技術職員を配置する。また、専任教員が教育職務を離れ、研究活動に専念できる制度の創設を検討する。さらに、高度な人材育成、研究の活性化の観点から大学院学生の研究活動への参画を推進する。

ウ 共同利用が可能な研究設備を積極的に整備するとともに、研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を構築する。

総合スポーツ科学センター（仮称）において共同利用が可能な研究設備を整備する。世田谷キャンパスにおける中央測定室・人工気候室・MRI検査室をはじめ

めとする施設を含め、全ての研究機器は効率的運用を可能にするため総合スポーツ科学センター（仮称）において集中管理・運営することとし、共同利用に供する機器についてはその利用手順のシステム化を図る。

(2) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること

ア 知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。

本学の教職員等が行った職務発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は著作権の対象となるもの）の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、その発明又は考案者としての権利を保障し、発明等の奨励及び研究意欲の向上を図るとともに、職務発明等の効率的活用によって、本学における教職員等の社会貢献を促進することを目的とした制度の構築を学校法人日本体育会に働きかける。

(3) 研究の質の向上システム等に関すること

ア 学部、研究科、各附置機関、短期大学部の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。

総合スポーツ科学センター（仮称）は、学内の研究成果のモニタリング又はフィードバックなどの取組みを総合的に検証し、関係委員会との連携を通じ、具体的評価基準の構築に資する評価基準の在り方等を検討する。

イ 全学的な体制の下で、研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。

評価の不必要な重複を避け、評価の連続性と一貫性を保ち、全体として効果的・効率的に評価システムを運営していく観点から、体系的な評価システムの構築を検討する。併せて、人材養成や評価能力の向上に資する研修の機会の確保に努める。

ウ 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるためのシステムを確立し、機能させる。

評価は自由研究（個人研究）又は政策的研究（共同研究）など、それぞれの特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施することを原則とするが、その際、社会的な公的研究機関として、その成果の還元が図られるよう、当該特性に係る全学的目標を踏まえた評価項目及び評価基準の設定に努める。

また、研究者のエフォートを実質的に管理することにより、不合理な研究費の重複や教育活動に影響を及ぼすことがないように配慮するほか、各専門分野における、より深化した研究成果を求めることにより研究の質の向上を図る。

3 学内共同利用研究施設及び設備等に関する活動方針

(1) 学内共同利用研究施設及び設備等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

2(1)ウに掲げるもののほか、総合スポーツ科学センター（仮称）にて管理・運営する共同利用の研究施設及び設備について、その機能等を学内に周知することにより、本学研究者が積極的に研究活動に参画できる体制を整える。

また、本学の特色ある施設及び設備として、その機能や成果などをホームページ等の広報媒体を通じて積極的にアピールする方法を検討する。

4 公的研究費の適正な運用・管理体制の構築に資する活動方針

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定）」の趣旨に基づき、公的研究費を適正に管理・運営するための更なる環境整備に取組み、具体的な施策を取っていくとともに、教職員のコンプライアンス向上の努力を行う。

平成19年3月3日（日体大庶第19-260号）に決定し公表した「日本体育大学及び日本体育大学女子短期大学部における公的研究費の適正な運用・管理体制について（方針）」を遂行するための更なる環境整備に取組み、具体的な施策を取っていくとともに、その運用を常に監査することにより、教職員のコンプライアンス向上に資する研修会等を定期的実施する。

5 その他

(1) 生命倫理及び安全管理

研究活動については、生命倫理及びライフサイエンスに関して配慮を必要とする研究分野を扱う場合は、これに伴って生じうる人の尊厳や人権に関わるような生命倫理上の問題、また、遺伝子組換え技術等に係る安全性の問題等に適切に対応していくことが必要であり、これについては生命倫理や遺伝子組換え技術等に関して国等が定める指針や法令等を、さらには、実験動物等の取扱いや薬品の取扱いについても同様に指針や法令等を遵守する。

また、社会的コンセンサスが必要とされている実験・調査研究における生命倫理、ライフサイエンスに係る安全対策・取組み並びに微生物、毒物・劇物等の管理、安全確保及び実験装置等の適正な管理を図る。

(2) 研究者の行動倫理

本学の研究者が、社会の信頼と負託を得て、主体的かつ自律的に実験及び研究を進め、体育・スポーツに関する研究分野はもとより、本学が関わるすべての学術分野の健全な発展を促すため、研究倫理教育や健全な研究環境の醸成に向けて、全学的な取組みを継続的に展開するとともに、不正行為に厳正に対処する制度の早期導入とその実効ある運用を実現する。

日本体育大学・日本体育大学女子短期大学部における研究活動の基本方針

平成 20 年 5 月 14 日教授会決定

(基本方針)

この基本方針は、日本体育大学及び日本体育大学大学院並びに日本体育大学女子短期大学部（以下「本学」という。）が建学の精神に則り、総合的な学術研究（以下、「研究活動」という。）の振興に関する施策の基本となる事項を定め、本学の研究活動の振興に関する施策を計画的に推進することにより、我が国の体育・スポーツの総合的な発展に貢献するとともに、国民の健康の増進及び福祉の充実に寄与することを目的とする。

(活動方針)

研究活動の基本方針に基づき、以下に掲げる活動方針を定める。

1 研究水準及び研究の成果等に関する活動方針

(1) 目指すべき研究の方向と水準に関すること

- ア 体育・スポーツの科学的・先端的研究を遂行する機関として世界的に最高水準の中核的研究拠点を目指す。
- イ 体育・スポーツ又は健康・福祉に関する新しい知の創造を目指す卓越した基礎研究に重きを置き、基礎研究に支えられた先端的研究の発展を促進する。
- ウ 教員等養成大学の責務として、教養教育科目、外国語科目及び教職に関する専門科目に係る分野の研究を奨励する。

(2) 成果の還元等に関すること

- ア 本学の競技力向上に資するため、研究の成果を本学の教育及び日本体育大学学友会へ積極的に還元する。
- イ 人類の健康の増進及び福祉の充実とスポーツ文化の向上及び体育の発展に貢献するため、研究の成果を社会に向けて常に発信する。
- ウ 社会の要請に対応して産学連携研究を推進し、体育・スポーツを通じた産業の振興、地域・社会の発展に貢献する

(3) 研究の水準・成果の検証に関すること

- ア 研究の質の向上を図るため、研究の水準・成果を評価・検証する体制を構築し、機能させる

2 研究支援体制等の整備に関する活動方針

(1) 基本計画に基づいた研究環境の整備に関すること

- ア 重点的及び戦略的な予算確保に努める。

イ 研究目標の達成に有為な人材の確保に努める。

ウ 共同利用が可能な研究設備を積極的に整備するとともに、研究設備及び研究資産の効率的運用を可能とする研究環境を構築する。

(2) 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関すること

ア 知的財産の創出、取得、管理及び活用を戦略的に実施するための体制を整備し、研究成果の有効活用を図る。

(3) 研究の質の向上システム等に関すること

ア 学部、研究科、各附置機関、短期大学部の研究活動に関する自己点検・評価体制を確立し、評価基準を明確にする。

イ 全学的な体制の下で、研究活動を総括する階層的な評価システムを確立する。

ウ 長期的視点から研究の質の向上・改善を効果的に進めるためのシステムを確立し、機能させる。

3 学内共同利用研究施設及び設備等に関する活動方針

(1) 学内共同利用研究施設及び設備等について、その役割と機能を明確にし、使命遂行に一層努める。

4 公的研究費の適正な運用・管理体制の構築に資する活動方針

(1) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」の趣旨に基づき、公的研究費を適正に管理・運営するための更なる環境整備に取り組み、具体的な施策を取っていくとともに、教職員のコンプライアンス向上の努力を行う。

（基本計画の策定及び活動方針の実施）

1 研究活動推進委員会は、原則 5 年間の基本計画を策定しなければならない。

2 学部、研究科、附置機関、短期大学部及び各委員会は、基本計画の実施について積極的に協力しなければならない。

この基本方針は平成 20 年 5 月 14 日から実施する。